

次の対象区域において、建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定をいたしましたので、同条第8項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成20年12月4日

京都市長 門川 大作

認定番号	認定年月日	対象区域
11-004	平成20年12月1日	京都市下京区下之町3番地7, 3番地9, 3番地10, 3番地14, 3番地21, 9番2, 10番2, 13番地2, 14番地2, 15番地, 15番地2から15番地6まで, 15番地8から15番地25まで, 16番地, 16番地1から16番地3まで, 17番地1から17番地11まで, 18番地1, 18番地2, 19番地2, 20番地1から20番地4まで, 20番地6から20番地15まで, 21番地1から21番地8まで, 24番地, 32番地, 33番地, 56番地, 56番地1, 57番地1, 58番地12から58番地14まで, 58番地22, 58番地23, 60番地, 62番地, 63番地, 64番地, 64番地1, 67番地, 70番地及び71番地

(都市計画局建築指導部建築指導課)